

オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する公安調査庁による観察処分の期間更新を求める意見書（案）

オウム真理教は、無差別大量殺人におよんだ地下鉄サリン事件など、数々の凶悪な犯罪を引き起こした団体です。その後継団体である「アレフ」、「ひかりの輪」、「山田らの集団」は3つの組織に分裂した現在も依然として危険な教義を継承し活動を継続しています。本年3月には、公安審査委員会が「アレフ」に対し、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（団体規制法）」に基づく再発防止処分を決定しており、団体の危険性に変化は見られません。

世田谷区内においても、平成12年12月に信者が大量転入して以来、烏山施設が本部拠点化され、「アレフ」は平成23年3月に退去しましたが、「ひかりの輪」は現在も同施設で活発な活動を続けており、地域住民を初め多くの区民の不安と恐怖はいまだ解消されておられません。

世田谷区も住民の安全で安心な生活を取り戻すため、地域住民とともに積極的に活動を展開しております。しかし、自治体や住民の力には限界があり、これまでも世田谷区を挙げて団体の活動に対する規制の強化と活動停止・解散に向けた抜本的な対策を国に対して要望してきたところであります。

このような状況の中、令和6年1月に期間が更新された、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する団体規制法に基づく観察処分の期間が令和9年1月末には満了を迎えようとしています。もし、更新されなければ、団体に対する活動内容の監視や規制措置などの対応がとれず、区民の不安と恐怖はますます高まることが懸念されます。

よって世田谷区議会は、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）を引き続き観察処分とすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和8年 月 日

世田谷区議会議長 石川 ナオミ

法 務 大 臣 あて
公安調査庁長官 あて
公安審査委員会委員長 あて